

Question-01

▶第5章 入管法違反事件(5)／①偽装結婚

「偽装結婚」の態様には、どのようなものがありますか。

A

外国人と日本人とが、日本国内で日本の方式に従って婚姻届を提出する場合（日本方式）と、外国人と日本人とが、外国でその国の方式による結婚を行い、これを日本で届け出るもの（外国方式）とがあります。

前者は、すでに「短期滞在」等の在留資格で日本に在留している外国人が更に就労可能な「日本人の配偶者等」の資格（別表第二☞79頁参照）を取得するために行われることが多くあります。後者は、外国人と日本人とがその外国人の国において、その国の方式に従って結婚した形を作り、その外国人を日本に呼び寄せるための手段として用いられていることが多くあります。

Question-02

▶第5章 入管法違反事件(5)／①偽装結婚

「婚姻の形式的要件」は、何ですか。

A

法の適用に関する通則法24条（改正前は、法例13条1項）では、「婚姻の方式は婚姻挙行地の法律による。」と規定し、外国人が日本国内で日本人と婚姻した場合には、日本の法律が適用され、日本人男性が外国で外国人女性と婚姻した場合には、外

国の法律によることとなります。

また、民法739条では、婚姻の方式として1項には「婚姻は戸籍法の定めるところによりこれを届けることによって、その効力を生ずる」とし、2項では「前項の届出は当事者双方及び成年の証人2人以上から、口頭又は署名した書面で、これをしなければならない。」旨規定しています。

更に戸籍法74条では「婚姻をしようとする者は、夫婦が称する氏、その他法務省令で定める事項（当事者が外国人であるときは、その国籍、戸籍法施行規則第56条）」を届書に記載してその旨を届けなければならない。」旨規定しています。

法の適用に関する通則法
(婚姻の成立及び方式)

第24条 婚姻の成立は、各当事者につき、その本国法による。

2 婚姻の方式は、婚姻挙行地の法による。

3 前項の規定にかかわらず、当事者の一方の本国法に適合する方式は、有効とする。ただし、日本において婚姻が挙行された場合において、当事者の一方が日本人であるときは、この限りでない。

民法
(婚姻の届出)

第739条 婚姻は、戸籍法（昭和22年法律第224号）の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。

2 前項の届出は、当事者双方及び成年の証人2人以上が署名した書面で、又はこれらの者から口頭で、しなければならない。

戸籍法

第六節 婚姻

第74条 婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

- 一 夫婦が称する氏
- 二 その他法務省令で定める事項

戸籍法施行規則

第三章 届出

第56条 戸籍法第74条第2号の事項は、次に掲げるものとする。

- 一 当事者が外国人であるときは、その国籍
- 二 当事者の父母の氏名及び父母との続柄並びに当事者が特別養子以外の養子であるときは、養親の氏名
- 三 当事者の初婚又は再婚の別並びに初婚でないときは、直前の婚姻について死別又は離別の別及びその年月日
- 四 同居を始めた年月
- 五 同居を始める前の当事者の世帯の主な仕事及び国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日までの届出については、当事者の職業
- 六 当事者の世帯主の氏名

Question-03

▶第5章 入管法違反事件(5)/①偽装結婚

「婚姻の実質的成立要件」は、何ですか。

A

婚姻の実質的要件としては、

- ① 婚姻意思を有すること
- ② 婚姻年齢に達していること
- ③ 未成年の婚姻には一定の同意が必要であること
- ④ 近親婚（親族関係の緊密な者の間の婚姻。いかなる民族も近親婚禁忌の規定をおいていますが、日本では直系血族及び三親等内の傍系血族並びに直系姻族との婚姻を近親婚として禁じています（民法734条、735条）の禁止

などがあります。

婚姻は、人違いその他の事由によって当事者間に婚姻をする意思がないときは無効としています（民法742条）。偽装結婚（日本人女性（男性）が日本での就労目的のみでなされるもので、そもそも真の婚姻意思がないのですから、当然に無効であると解されます。

婚姻の届出自体については当事者間に意思の合致があったとしても、それが他の目的を達成するための便法として仮託されたものにすぎないときは、婚姻は効力を生じ

民法
(婚姻の無効)

第742条 婚姻は、次に掲げる場合に限り、無効とする。

- 一 人違いその他の事由によって当事者間に婚姻をする意思がないとき。
- 二 当事者が婚姻の届出をしないとき。ただし、その届出が第739条第2項に定める方式を欠くだけであるときは、婚姻は、そのためにその効力を妨げられない。

ないとする判例もあります（最判昭44・10・31民集23・10・1894）。

Question-04

▶第5章 入管法違反事件(5)/①偽装結婚

婚姻意思を欠く婚姻の効果は、どのようになりますか。

A

婚姻意思の内容に関しては、社会通念上あるいは、社会通念上の定型的身分関係として夫婦関係を設定する意思であるとする「形式的意思説」と婚姻届を提出する意思と解する「形式的意思説」がありますが、通説、判例は「実質的意思説」を採っています。

婚姻意思を「当事者間に真に社会的通念上夫婦であると認められる関係の設定を欲する効果意思、換言すれば相互独占的な性関係をもって同居し、相互扶助する生活関係を形成する意思」とした裁判例があります（仙台地判平10・3・16公刊物未搭載）。

Question-05

▶第5章 入管法違反事件(5)/①偽装結婚

偽装結婚により日本人の配偶者等の在留資格を取得する者は一向に減少していないような気がしますが、偽装結婚のメリットは何でしょうか。

A

日本での長期滞在、稼働に制限のない日本人配偶者等の資格を得れば、金を稼ぐこ